

7 地域の防災活動(共助)

POINT 頼りになるのは地域の力です

地域住民同士の助け合う気持ちと行動＝「共助」が非常に大切です

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震の揺れにより多くの建物が倒壊し、市街地では多くの場所で火災が同時発生しました。消防、警察、行政などの防災関係機関の対応力をはるかに超えた状況となる中、地域の住民自らが協力して救助活動や消火活動にあたり、多くの人々を倒壊した家屋などから救出しました。

また、新潟県中越地震や東日本大震災など、近年の大規模災害における、長期間にわたる避難生活やまちの復興においても、「共助」の大切さが教訓とされています。

自然災害に対して、地域住民同士が力を合わせて防災対策に取り組んでいく「共助」の重要性は明らかとなっています。災害時に協力して助け合えるよう地域の自主防災活動や自治会活動を知り、積極的に参加しましょう。

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、「共助」の考え方にもとづき、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織で、青梅市では11地区で結成されています。平常時から予防活動とともに、災害発生時には応急活動を行います。

(団体名称は22p参照)



平常時

日ごろから、災害に備えるための活動を行います。

地区防災計画の作成

自主防災組織の体制や平常時・災害時・復旧復興時の活動について検討し、計画を作ります。

防災知識の普及啓発

住民一人ひとりが、災害時に適切な行動をとることができるように防災知識の普及・啓発に取り組めます。

地域の防災点検

地域内の土砂災害や浸水などの危険箇所の把握、災害時に活用できる人的・物的資源の調査、協力いただける団体・事業所の確保などを行います。

防災資器材の整備・把握

地域の実情に応じた必要な器材を準備しておくとともに、各家庭や地域にある器材を即座に活用できる準備をします。

共助の体制づくり

いざという時、隣近所の方々と助け合いができるよう、普段からの住民同士の協力関係を築きます。

防災訓練の実施

防災機関の救援の無い中、地域の人々が協力して、初期消火、救出・救護、安否確認などにあたる必要があります。実践的な技術習得のための防災訓練を実施します。

要配慮者の把握

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に配慮を必要とする方々をいいます。

そのうち、避難を行う際に特に支援を必要とする方々(一定の要件に該当)については、避難行動要支援者として、市が名簿等を作成しています。

名簿等を活用し、地域で避難支援を行うための協力体制を築きます。

※詳細は23pをご覧ください。



コミュニティの共助による救出活動の事例 ―能登町鵜川地区―

能登半島地震における能登町鵜川地区の事例では、人口約860人の漁業が盛んなこの海沿いの地区で、多くの家屋が倒壊し、生き埋めになる住民も出ました。しかし、住民たちは迅速に安否確認を行い、互いに助け合いながら救出活動を行った結果、全員が助かりました。

この成功は、東日本大震災等の教訓を踏まえた避難計画や避難路の整備、継続的な防災訓練を住民主体で行い、日頃から良好な人間関係を築いていたことが背景にあります。

このコミュニティの結束と防災活動が、災害時の迅速で効果的な対応を可能にしました。

(令和6年度広報誌「ぼうさい」第110号(内閣府)をもとに作成)

災害時

災害発生時は、協力して人命を守り被害の拡大を防ぎます。

自主防災組織本部の設置

大規模災害が発生または発生のおそれがあるときは、地区の市民センターに自主防災組織本部を設置し、市の地区対策本部および消防団と連携し、災害対策にあたります。

- 地域における情報収集・発信・伝達
- 地区内避難所の運営
- 給食・給水への協力 など

震災時の初期応急活動

初期消火

火災を発見した場合は、消火栓器具格納箱および地域配備消火器、各家庭の消火器、バケツ等を活用した初期消火を実施します。

救出・救護

可能な限り、倒壊建物等からの負傷者等の救出活動を実施します。負傷者に対しては、応急救護を行うとともに、医療救護所等への搬送を行います。



安否確認

隣近所の安否を確認するとともに、避難行動要支援者については、登録名簿をもとに安否確認と避難支援を行います。

避難誘導

防災関係機関と連絡を取り、情報を住民に伝達します。情報にもとづき、地域一体で協力しながら避難を開始します。

風水害の場合

自治会館等で、自主避難者を受け入れする場合があります。地元自治会にご相談ください。

避難所の運営

市や地域住民と連携し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルにもとづき、女性や要配慮者等にも配慮した円滑な避難所運営に努めます。

給食・給水

飲料水の確保、炊出し、食料・生活用品の配布を協力して行います。

(2) 要配慮者への協力

普段の交流と理解を深めておくことが大切です。

支援を必要とされる方へ (要配慮者の方へ)

相互理解

隣近所など地域の皆さんへ (自主防災組織の方々へ)

日ごろから、積極的に地域の人たちと交流し、必要な支援について理解してもらうようにしましょう。

また、可能な限り防災訓練や自治会活動などに参加し、いざというときに支援を受けられる関係を築いておきましょう。

地域の高齢者や障がいのある方には、事情を十分理解したうえで、普段から積極的に声をかけ、交流を図りましょう。必要な情報を事前に的確に把握し、地域ぐるみで支援体制を整えるとともに、いざという時には遠慮なく援助を申し出てもらうよう伝えておきましょう。

要配慮者の誘導方法等 (普段の様子を知っておく)

高齢者・乳幼児・妊産婦・病人の方	手をつなぐ、背負う、複数の人で対応するなど、状態や状況に合わせ誘導しましょう。
外国人の方	声をかけて、身振り手振りを交えて誘導しましょう。
身体が不自由な方	それぞれの人に適した誘導方法を確認し対応しましょう。
目の不自由な方	「お手伝いします」などと、まず声をかけてから、腕を貸して誘導しましょう。
耳の不自由な方	相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かして話しかけるか、筆談しましょう。

覚えておこう支援ツール

障がい者への支援 ヘルプカード

災害時や日常生活の中で支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されています。



聴覚障がい者への支援 SOS カード

イラストを指差すことで、求める支援内容が理解できるカードです。

市 HP でダウンロードできます。